

「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

概要

- 児童福祉法の改正により、今まで児童養護施設の基準を準用していた一時保護施設について、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進し、より手厚い対応を行うため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)が新たに定められた。
- 児童福祉法の規定により、内閣府令に従い、又は参酌し一時保護施設の設備及び運営に関する条例を制定する。
- この条例は、長野県が設置する一時保護施設に適用される。

主な内容

児童の権利擁護

- 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない
- やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るように努めなければならない 等

児童の行動制限

- 一時保護施設は、施錠等により入所している児童の行動を制限してはならない

設備の基準

- 児童の居室・学習等を行う室・相談室等を設けなければならない
- 上記の設備の基準(面積等)については、規則で定める

職員配置の基準

- 児童指導員、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習支援員等の配置
- 夜間の職員配置
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員の配置 等

通学等の支援

- 一時保護施設は、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない

第三者評価等

- 一時保護施設は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に業務の質の改善を図らなければならない 等

施行期日

令和7年4月1日